

法人税

戦略分野国内生産促進税制の創設

イノベーションボックス税制の創設

創設のポイント

生産量・販売量に応じて税額控除が受けられる

戦略的、長期的な投資が必要となる一定の分野の中で、特に総事業費が大きく生産段階でのコストが高いもの(産業競争力基盤強化商品(仮称)*1)について、生産量・販売量に応じて減税される措置が創設される。

*1 産業競争力基盤強化商品について、大綱では次の5つの商品が挙げられている。詳細については後述する。

半導体(マイコン、パワー、アナログ等)

電動車(EV、FCV、PHEV)

鉄鋼(グリーンスチール)

基礎化学品(グリーンケミカル)

航空機燃料(SAF)

[参考] 経済産業省「産業競争力強化法の見直し」について

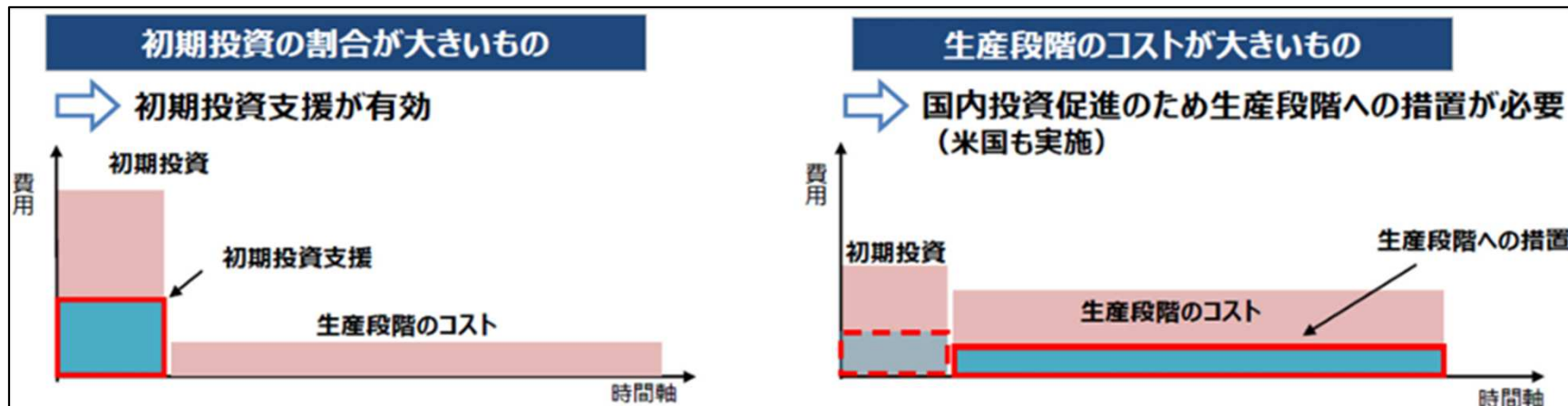
創設の趣旨

世界各国で、GX、DX等の戦略分野への投資拡大に向けた政策競争が激化する中、我が国においても、“世界に伍して競争できる投資支援パッケージ”の一環として、中長期的な経済成長を牽引するGX分野を中心に、DXや経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産等に対し、中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間で、生産活動に応じて、事業投資全体に対する支援を行うため、戦略分野国内生産促進税制を創設する。

制度の概要

産業競争力強化法の認定事業適応事業者^{*1}が、産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得等をしたときは、その認定の日以後10年以内の日を含む各事業年度において、その産業競争力基盤強化商品生産用資産により生産された産業競争力基盤強化商品のうちその事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額の税額控除ができることとする。

^{*1} その事業適応計画にその計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として産業競争力法の産業競争力基盤強化商品の生産及び販売計画の記載があるものに限る。



出典：経済産業省 経済産業政策局「産業競争力強化法の見直し」について

制度の内容

図表1 戦略分野国内生産促進税制の概要

適用対象者	青色申告書を提出する法人
適用要件	産業競争力法の事業適応計画について認定を受けること *1
	産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得し、国内にある事業の用に供すること
対象資産	産業競争力基盤強化商品生産用資産
対象期間	産業競争力法の事業適応計画認定の日以後、10年以内の日を含む各事業年度
税額控除	いずれかのうち少ない金額 その産業競争力基盤強化商品生産用資産により生産された産業競争力基盤強化商品のうち、その事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額
	その産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得価額を基礎とした金額 *2 既に本制度の税額控除の対象となった金額を除く。
税額控除制度による控除税額	デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の控除税額及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除との合計で最大でも当期の法人税額の40%(半導体生産用資産の場合は20%)
繰越期間	4年間(半導体生産用資産の場合は3年間)

*1 産業競争力強化法の改正法の施行の日から、令和9年(2027年)3月31日までの間に事業適応計画の認可を受ける必要がある。なお産業競争力強化法の改正を前提とした新制度であるが、改正法の施行予定日や事業適用計画の概要、具体的な認定要件等については現時点では公表されていない。

*2 その産業競争力基盤強化商品生産用資産及びこれとともにその産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に係る投資額の合計額として事業適応計画に記載された金額とする。

制度の内容

図表2 産業競争力基盤強化商品及び単位当たり控除金額

産業競争力基盤強化商品	商品区分		単位当たり控除額 ^{*1}
半導体	マイコン半導体	テクノロジーノード 28nm ~ 45nm	16,000円/1枚
		" 45nm ~ 65nm	13,000円/1枚
		" 65nm ~ 90nm	11,000円/1枚
		" 90nm ~	7,000円/1枚
	パワー半導体	ウエハーが主としてけい素で構成されるもの	6,000円/1枚
		" 炭化けい素又は窒化ガリウムで構成されるもの	29,000円/1枚
	アナログ半導体	イメージセンサー	18,000円/1枚
その他		4,000円/1枚	
電動車	軽自動車でない電気自動車及び燃料電池自動車	400,000円/1台	
	それ以外	200,000円/1台	
鉄鋼		20,000円/1トン	
基礎化学品		50,000円/1トン	
航空機燃料		30円/1リットル	

*1 産業競争力基盤強化商品生産用資産を事業の用に供した日以後、7年を経過する日の翌日から段階的に控除額が引き下げられる。(7~8年:75%、8~9年:50%、9~10年:25%)

適用時期

産業競争力強化法の事業適応計画認定の日以後10年以内の日を含む各事業年度

実務上のポイント

- 所得の金額が前期の所得の金額を超える一定の事業年度で、かつ、次のいずれにも該当しない事業年度については、本制度(繰越税額控除制度を除く。)を適用できない。
 - 適用年度の継続雇用者給与等支給額 前期の継続雇用者比較給与等支給額 × 101%
 - 国内設備投資額 > 当期償却費総額 × 40%
- 本制度による控除税額(半導体生産用資産に係る控除税額を除く。)は、地方法人税の課税標準となる法人税額からは控除しない。

法人税

戦略分野国内生産促進税制の創設

イノベーションボックス税制の創設

創設のポイント

知的財産(国内開発)から生じる所得に対する優遇税制

研究開発の成果として生まれたアウトプットに着目し、特許権等の知的財産から生じる所得に優遇税率を適用する。

創設の趣旨

ヨーロッパで導入が進んだイノベーションボックス税制の考え方は、近年アジアにおいて広がりを見せている。
我が国のイノベーション促進においても、海外と比べて遜色ない事業環境の整備を図ることにより、研究開発拠点としての立地競争力を向上し、ソフトウェアをはじめとする知的財産の創出において、民間の無形資産投資を後押しするという観点^{*1}から、新たにイノベーションボックス税制(国内で開発された知的財産から生じる所得に対する優遇税率の付与)を創設する。

^{*1} M&Aの結果、研究開発拠点を複数の国で持つ事例が増加しており、このように企業が積極的にグローバル展開していく中で、中核となる技術の海外流出を防ぐという旨も述べられている。

図表3 各国の研究開発税制・イノベーションボックス税制の導入状況

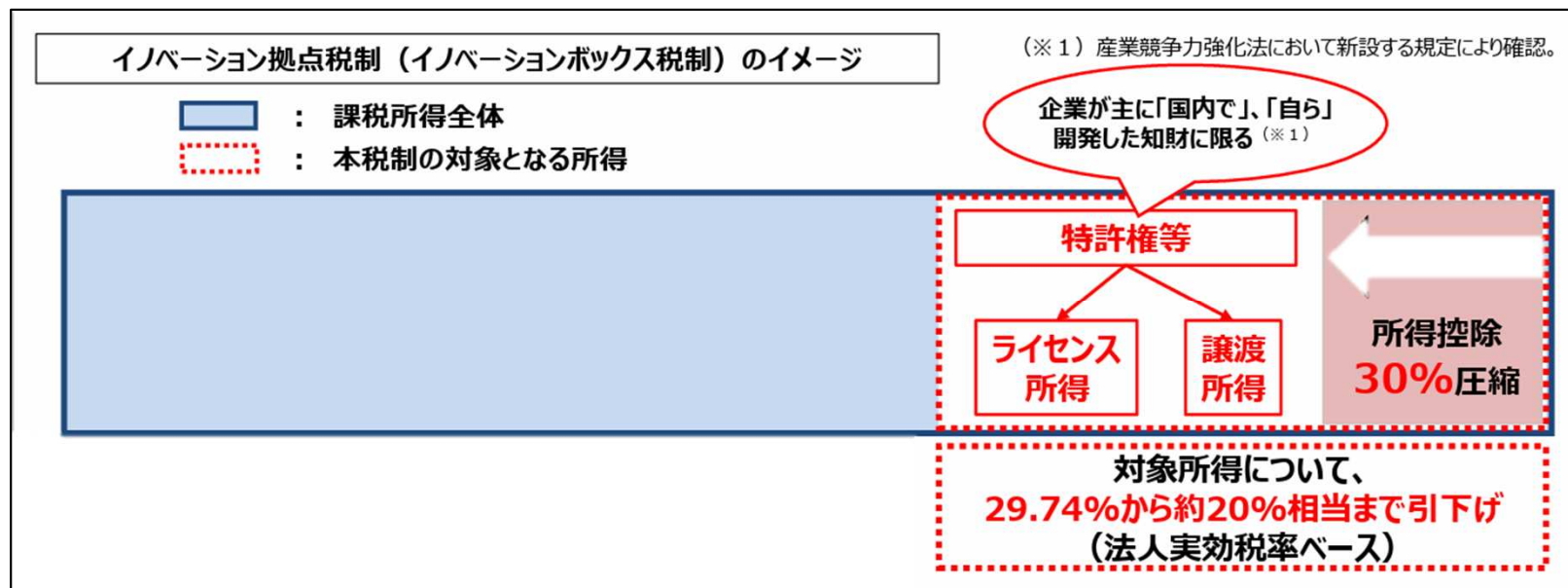
*国名の隣はイノベーションボックス税制が導入された時点を記載	研究開発税制	イノベーションボックス税制			法人税率	
	控除率	対象資産				税率
		特許	ソフトウェア	その他		
フランス(2001)	5%	○	○	-	10%	25.0%
ベルギー(2007)	加速償却	○	○	-	3.75%	25.0%
オランダ(2003)	16%	○	○	○	9%	25.8%
中国(2008)	175%損金算入	○	-	-	15%	25.0%
スイス(2011)	150%損金算入	○	○	-	最大90%減税	14.87%
イギリス(2013)	13%	○	-	-	10%	25.0%
韓国(2014)	2%or増加分25%	○	-	○	7.5or18.75%	25.0%
インド(2017)	100%加重控除	○	-	-	10%	25.17%
イスラエル(2017)	100%損金算入	○	-	-	6or12%	23%
シンガポール(2018)	200%損金算入	○	○	-	5or10%	17%

出典：経済産業省「令和6年度税制改正に関する経済産業省要望」より一部抜粋

制度の概要

青色申告書を提出する法人が、居住者若しくは内国法人(関連者であるもの*1を除く。)に対する**特定特許権*2の譲渡**、又は他の者(関連法人であるもの*1を除く。)に対する**特定特許権等の貸付け*3**(以下「特許権譲渡等取引」とする。)を行った場合には、制度対象となる所得の金額の**最大30%**に相当する金額を、**損金算入**することができる。

- *1 移転価格税制における関連者と同様の基準により判定する。
- *2 特定特許権等とは、令和6年4月1日以後に取得又は製作をした特許権・工知能関連技術を活用したプログラムの著作権で、一定のものをいう。
なお「一定のもの」の範囲について現時点では不明である。
- *3 貸付けには特定特許権等に係る権利の設定その他他の者に特定特許権等を使用させる行為も含まれる。



出典: 経済産業省「令和6年度(2024年度) 経済産業関係 税制改正について」

制度の概要

と の金額のうち、いずれか少ない金額の**30%**に相当する金額を**損金算入**することができる。

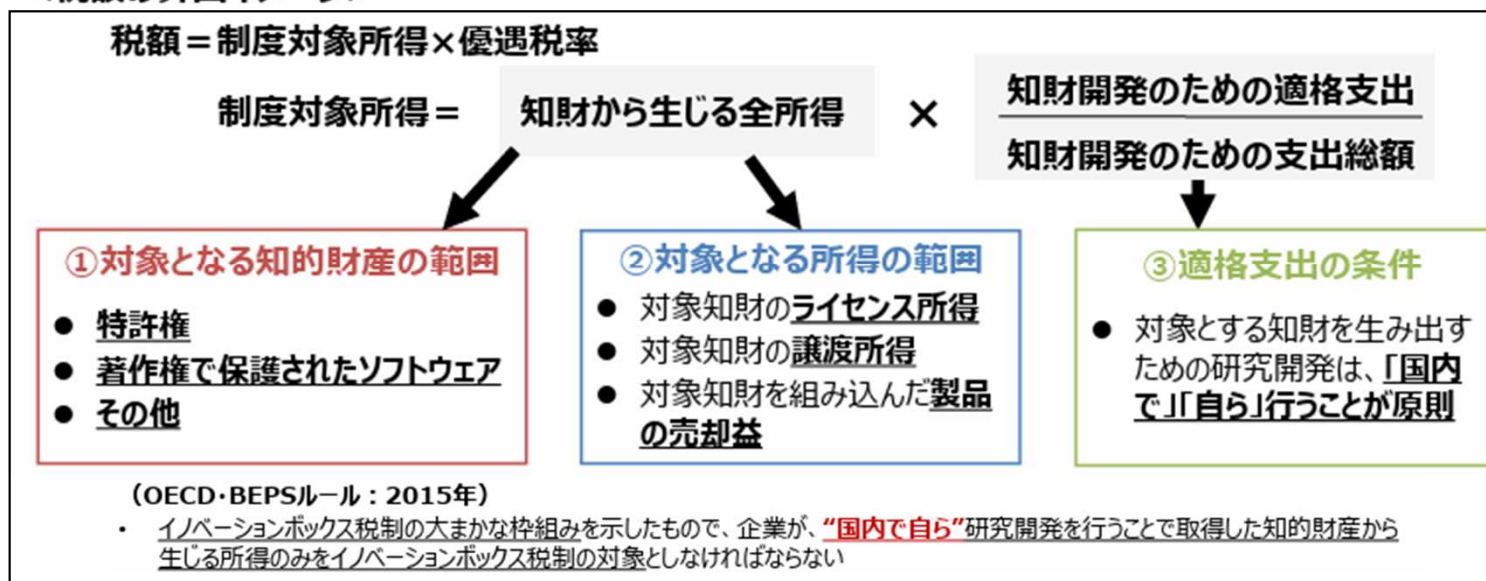
特許権譲渡等取引毎に次の算式で求めた金額の合計額

(イ)口金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額

$$\frac{\text{特許権譲渡等取引に係る所得の金額} \times \text{(ロ)当期及び前期以前において生じた研究開発費の額のうち、その特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額の合計額}}{\text{当期の所得金額}}$$

当期の所得金額

<税額の算出イメージ>



適用時期

令和7年(2025年)4月1日から令和14年(2032年)3月31日までの間に開始する各事業年度

実務上のポイント

- 本制度を適用する場合、特許権譲渡等取引毎の所得の金額、直接関連する研究開発費の額、このうちの適格研究開発費の額を個別に把握する必要がある。
- 関連者に特定特許権等の取得の対価やライセンス料を支払う場合、独立企業間価格の算定が必要になる。
- 特許権譲渡等取引に係る所得金額の算出方法や、研究開発費の額を計算する際の一定の調整の内容など、現時点では不明確な事項が多く存在する。

*令和6年税制改正において、一部目的が重複する一般試験研究費の額に係る税額控除制度についても、令和8年4月1日以後に開始する事業年度において税額控除率の下限が撤廃され、また増減試験研究費割合が零に満たない場合には、税額控除率が段階的に引き下げられることとなった。(本制度との関連性については現時点では不明である)